

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報					平成	25	年度
事業番号	912		事業名	離職者等生活困窮者支援事業			
担当課	福祉事務所		担当係				
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎと生きがいのあるまちづくり	連絡先	72-0451		
	施策体系	2	社会福祉の充実	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
	主な事業	就労支援専門員配置事業					
予算区分	款	3	民生費	事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町 <input type="checkbox"/> その他		
	項	3	生活保護費				
	目	1	生活保護総務費	計画期間	開始	H24	
	事業	912	離職者等生活困窮者支援事業		終了	—	

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 生活保護受給者のうち稼働年齢の者						
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 生活保護受給者のうち稼働年齢の者に対して就労支援を行い、経済的自立、保護脱却を図る。						
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 就労支援専門員配置事業(東部4町共同)による就労支援の実施。						
事業の手段	どうする方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 各町ごとに支援対象者を決定後、就労支援専門員が対象者と面談し、本人の意向を踏まえて求人情報の提供、履歴書の書き方、面接に臨む際の留意点等必要な助言を行う。						
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 稼働能力に応じた就労を支援し、早期の経済的自立(保護脱却)を図る。						
根拠法令等			1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	鳥取県離職者等生活困窮者支援事業補助金交付要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし					
	A	人	支援対象者数(H25:東部4町22.2人)					
	B	人	就労者数(H25:東部4町16人)					
	C	人	保護脱却者数(H25:東部4町8人)					
	D							
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし					
	A							
	B							
	C							
	D							

4 コスト

区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	27年度
			実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
活動指標	A	人		10.7	10.7	11.0	10.8	11.0	12.0
	B	人		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	9.0
	C	人		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0
	D								
成果指標	A								
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	0	4,557	4,557	4,720	4,477	5,191	5,705
担当職員数		人		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
職員人件費		千円	0	820	820	800	800	800	800
事業費		千円		3,737	3,737	3,920	3,677	4,391	4,905
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円		3,213	3,213	3,436	3,218	3,890	4,404
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円		324	324	307	256	275	275
一般財源(単町費)		千円	0	200	200	177	203	226	226

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)	平成	25	年度
実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)		
	各町ごとに支援対象者を決定後、就労支援専門員が対象者と面談し、本人の意向を踏まえて求人情報の提供、履歴書の書き方、面接に臨む際の留意点等必要な助言を行う。また、就労意欲の低い者に対しては、求人情報の提供を訪問理由として定期的に訪問し、本人の訴えに傾聴し意欲の回復に努める。		
	成果(具体的に)		
東部4町では平均22.2人(八頭町10.8人)に対して支援を行った。その結果、16人(八頭町8人)が就労(短期就労含む)し、8人(八頭町3人)が収入増等により保護脱却となった。※参考 岩美町6.1人、智頭町2.3人、若桜町3.0人を支援			

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	雇用情勢が悪いなか、生活保護受給者の就労を支援し、経済的自立、安定した社会生活への移行を図ることは、本人の生活のみならず地域社会、地域福祉の観点からも最優先課題である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	都市部で進んでいるNPO法人等による就労支援の仕組みがない状況下においては、当面の間、町が行う必要がある。(将来的には、NPO法人等への委託も可能である)
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	人件費は10/10補助。補助対象外経費(事務費)については、4町で按分精算しているため、費用負担は低効率である。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	稼働年齢の被保護者の就労支援を行うことは、保護受給期間の長期化を防ぐことのみならず、社会生活自立、日常生活自立における能力及び意欲の低下を防ぐためにも必要であり、できるだけ早期の支援が必要である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	東部4町では平均22.2人(八頭町10.8人)に対して支援を行った。その結果、16人(八頭町8人)が就労(短期就労含む)し、8人(八頭町3人)が収入増等により保護脱却となった。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	72	東部4町が単独で実施するには、ニーズ不足となる事業を、4町共同で実施することにより低コストで実施しており、成果も着実に上がっている。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	生活困窮者の稼働能力に応じた就労を支援することで、早期の経済的自立(保護脱却)を図ることが最大の目的である。東部4町が共同で実施することは、低コストに繋がっており成果も上がっている。今後も支援対象者の意向も踏まえて求人情報の提供など適切な助言を行われたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 当事業は、県東部福祉事務所から引き継ぎ2年が経過したが、当初に比べて、支援対象者数がかかなり減少してきており、しかも、4町の支援者数のバランスも大きな格差が生じている。こうしたことから、経費の按分方法について見直すことも検討する必要がある。また、来年度から始まる生活困窮者自立支援法に基づいて設置しなければならない「自立相談窓口」における、生活保護申請前の段階での就労支援をどういう形で実施するかについても、検討課題である。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 共同事業の継続、見直し、新たな事業への移行等、東部4町で協議を行いたい。